

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号) (第三条関係) 1

○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）（第三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>様式第 2（第 3 条関係）</p> <p>中間物としての新規化学物質製造（輸入）申出書</p> <p>（略）</p> <p>備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2. <u>中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が 1 トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が 1 トン以下の場合には、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ添付すること。</u></p> <p>(1) 製造設備及び施設の状況を示す図面 (2) 製造時の取扱方法を説明した書面 (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面 (4) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面 (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面 (6) <u>申出をする年度の製造（輸入）予定数量が 1 トン以下であることを説明した書面</u> (7) <u>製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面</u> (8) <u>製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面</u></p>	<p>様式第 2（第 3 条関係）</p> <p>中間物としての新規化学物質製造（輸入）申出書</p> <p>（略）</p> <p>備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2. <u>別紙として以下の書類を添付すること。</u></p> <p>(1) 製造設備及び施設の状況を示す図面 (2) 製造時の取扱方法を説明した書面 (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面 (4) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面 (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p>

(以下略)

様式第 3 (第 3 条関係)

確 認 書

(略)

備考

1. ～ 3. (略)
4. 様式第 2 による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造 (輸入) 予定数量が 1 トンを超える場合は、別紙として以下の 1 から 8 までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が 1 トン以下の場合は、別紙として以下の 1、2 及び 7 から 10 までに掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

別紙

1. ～ 7. (略)
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造 (輸入) しようとする者における措置
9. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置の概要
10. 1. の使用する者における化学物質の管理体制の概要

様式第 6 (第 3 条関係)

輸出専用品としての新規化学物質製造 (輸入) 申出書

(以下略)

様式第 3 (第 3 条関係)

確 認 書

(略)

備考

1. ～ 3. (略)
- (新設)

別紙

1. ～ 7. (略)
 8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造 (輸入) しようとする者における措置を説明した書面
- (新設)
- (新設)

様式第 6 (第 3 条関係)

輸出専用品としての新規化学物質製造 (輸入) 申出書

(略)

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 輸出するための新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下（1）から（5）までに掲げる書類を、当該数量が1トン以下の場合には、別紙として以下の（6）から（8）までに掲げる書類を、それぞれ添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (4) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (6) 申出をする年度の製造（輸入）予定数量が1トン以下であることを説明した書面
- (7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面
- (8) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

(以下略)

様式第7（第3条関係）

確認書

(略)

備考

(略)

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 別紙として以下の書類を添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (4) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

(新設)

(新設)

(新設)

(以下略)

様式第7（第3条関係）

確認書

(略)

備考

1. ～ 3. (略)

4. 様式第6による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造 (輸入) 予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の1から5までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が1トン以下の場合、別紙として以下の1から3までに及び5に掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

別紙

1. ～ 4. (略)

5. 新規化学物質が確認を受けたところに従って輸出されていることを確認するための製造 (輸入) しようとする者における措置

1. ～ 3. (略)

(新設)

別紙

1. ～ 4. (略)

5. 新規化学物質が確認を受けたところに従って輸出されていることを確認するための製造 (輸入) しようとする者における措置を説明した書面